

社会福祉法人 豊珠会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることが出来、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和5年4月1日から令和8年3月31までの3年間

2、内 容

目 標 ①	計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準とする。 男性職員………計画期間中に2人以上取得すること。 女性職員………取得率90%以上とすること。
-------	---

- 【対策】
- ・令和6年4月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
 - ・令和5年度 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目 標 ②	小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。
-------	--------------------------------

- 【対策】
- ・令和6年4月 職員の具体的なニーズの調査、検討開始
 - ・令和6年6月 職員会議を活用した周知、啓発の実施
 - ・令和6年7月 職場内説明会をして、短時間勤務制度の周知

目 標 ③	令和7年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。
-------	--

- 【対策】
- ・令和6年4月 職員へのアンケート調査
 - ・令和6年6月 各事業所ごとにおける問題点の検討
 - ・令和6年8月 ノー残業デーの実施、管理職への研修、及び職員会議による周知

目 標 ④	セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口の設置
-------	----------------------------

- 【対策】
- ・令和6年5月 方針を定め、明確化し、職員に周知啓発する。
 - ・令和6年5月 相談窓口の担当者が、管理者等と連携を図ることができる仕組みとする。

目 標 ⑤	非正職員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講
-------	---------------------------

- 【対策】
- ・令和6年4月 段階的に進められるよう方針の見直しを行う。